

全社協・全国身体障害者施設協議会 運営内規

(趣旨)

第1条 この協議会は全国社会福祉協議会「組織規程」に基づいて設置するものである。

(目的)

第2条 この協議会は、支援を必要とする障害者のため、障害者施設の使命達成と障害者福祉の向上を図るとともに、全国的連絡調整及び、個別支援の実現を目指した施設生活支援と地域生活支援に関する調査・研究と協議を行い、かつその実践を発展させることを目的とする。

(名称)

第3条 この協議会は全国身体障害者施設協議会と称する。(以下「協議会」という。)

(会員・入退会)

第4条 この協議会の会員は、身体障害者への支援を中心に行う障害者支援施設のうち、本会の目的および倫理綱領に賛同し、所定の手続きにより加入したものとする。

2. この協議会への入会は、第5条第3項に定めるブロック協議会と、第5条第2項に定める都道府県の組織への入会をもって行うものとする。
3. この協議会の会員は、退会の届出を行うかまたは除名されない限り、会員の身分を継続するものとする。
4. 会員は、所定の退会届を提出することにより、退会することができる。
5. 会員が本会の名誉を傷つけた場合などには、常任協議員会の承認を経て除名することができる。詳細は別に定める。
6. 会員が退会（除名を含む）した場合は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
7. 退会の際、未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

(構成)

第5条 この協議会は、第4条第1項に定める障害者支援施設等をもって構成する。

2. この協議会は、各都道府県社会福祉協議会の身体障害者施設協議会、部会または、これに準ずる都道府県の組織を置くことができる。

3. この協議会は、相互の連絡調整のために下記のとおりブロックに協議会を置く。

北海道ブロック(北海道)

東北ブロック(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東・甲信越ブロック

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

東海・北陸ブロック(富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県)

近畿ブロック(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国・四国ブロック

(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州ブロック(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

4. この協議会は、各ブロック協議会と十分な連携を取って事業を行うものとする。

(協議員の委嘱)

第6条 この協議会の協議員は下記の者をもってあてる。

- (1) 都道府県社会福祉協議会長が推薦し、この協議会会長と全国社会福祉協議会長が委嘱する者。定数は各都道府県1名とするが、都道府県内会員施設数が15以上の都道府県については、更に1名加えることができる。
- (2) この協議会で推薦する学識経験者で、この協議会会長と全国社会福祉協議会長が委嘱する者若干名。
- (3) 上記(1)に関わる協議員は、会員施設の施設長をもって構成する。

(任期)

第7条 協議員の任期は2年とする。ただし、補欠によって協議員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営機関)

第8条 この協議会の目的達成のため、次の運営機関をおく。

- (1) 協議員総会
- (2) 常任協議員会

(協議員総会)

第9条 協議員総会は、この協議会の最高決定機関であり、事業計画、予算・決算の決定役員の選出及び学識経験者の推薦、運営内規の改正、その他の重要事項を審議決定する。

2. 協議員総会は、年2回以上会長がこれを招集するものとする。
3. 協議員総会は、定数の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(常任協議員会)

第10条 常任協議員会は、会長・副会長及び常任協議員をもって構成し、この協議会の執行機関として運営にあたる。

2. 常任協議員は協議員の中から次の基準により選出し、総会の承認を得なければならない。
 - (1) 各ブロックより1名選出する。
 - (2) ブロック内の会員施設が50以上のブロックについては別に1名、100以上のブロックについては更に1名選出することができる。

(役員)

第11条 この協議会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	3名以内
常任協議員	7名以上

2. 会長及び副会長は、協議員総会で決定する。
3. 会長は、この協議会を代表し、事業推進等の全般を統括する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会の設置)

第12条 この協議会に部会をおくことができる。

2. 部会の運営はこの運営内規の必要事項を準用する。

(委員会の設置)

第13条 この協議会の運営を円滑に行うため、次の委員会をおく。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 総務・広報委員会 | (4) 制度・予算対策委員会 |
| (2) 研修・全国大会委員会 | (5) 地域生活支援推進委員会 |
| (3) 調査研究委員会 | (6) 災害対策委員会 |

2. 各委員会の委員長は常任協議員の中より会長が指名する。
なお、委員会には副委員長をおくことができる。副委員長は委員の互選により選出する。
3. 各委員会には委員を若干名おく。委員は会長が委嘱する。
4. 上記のほか、必要がある場合には特別委員会を設けることができる。特別委員会の長は、常任協議員会において協議のうえ、会長が委嘱する。
5. 研修・全国大会委員会の下に、全国大会開催地区には大会運営のための実行委員会をおく。
6. 災害対策委員会の委員長等および委員構成は、別に定める。

(顧問)

第14条 この協議会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は、協議員総会の承認を得て会長が委嘱する。

(監事)

第15条 この協議会には、監事2名をおく。

2. 監事は、協議員総会において協議員以外より選出する。
3. 監事は、本協議会の事業の執行及び経理の状況を監査し、協議員総会に報告する。
4. 監事の任期は、役員の任期に関する規定を準用する。

(会費)

第16条 この協議会の運営並びに事業を推進するため、各施設より会費を徴収する。

2. 会費の金額及び徴収方法は別に定める。
3. 会員が退会する場合には、すでに納入した会費は返還しない。
4. この協議会の運営費は、一般会計及び特別会計による。

(細部の決定)

第17条 全国社会福祉協議会「組織規程」ならびにこの運営内規に規定されていない事項及び細部の事項については、この協議会の設立趣旨に沿い、協議員総会の申合せによって行う。

(附則)

- (1) この運営内規は、昭和61年6月24日から施行する。
- (2) 平成2年4月25日一部改正
- (3) 平成3年3月18日一部改正
- (4) 平成4年4月27日一部改正
- (5) 平成5年3月11日一部改正
- (6) 平成9年2月26日一部改正
- (7) 平成11年2月25日一部改正
- (8) 平成13年3月14日一部改正
- (9) 平成15年3月13日一部改正
- (10) 平成19年3月14日一部改正
- (11) 平成22年3月10日一部改正
改正事項（第10条2(2)の規定）は平成23年4月1日から施行する。
- (12) 平成23年3月11日一部改正
- (13) 平成24年5月14日一部改正、同日施行。
- (14) 平成25年3月19日一部改正、平成25年4月1日施行
- (15) 平成28年3月11日一部改正、平成28年4月1日施行